

第1章

北九州市こどもプランの策定

1 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進行し、人口減少に歯止めがかからない中、児童虐待や不登校の件数が増加するなど、こどもを取り巻く状況には多くの課題があります。

国は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくことが急務であるとし、令和5年4月1日に、こども家庭庁を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、「こども基本法」を施行しました。

このような中、北九州市では、令和6年3月にこれからの市政運営の指針となる「北九州市基本構想・基本計画」を策定し、北九州市が目指す都市像として「つながりと情熱と技術で、『一歩先の価値観』を体現するグローバル挑戦都市・北九州市」を掲げました。

また、目指す都市像の実現に向けた3つの重点戦略として、「稼げるまち」の実現、「彩りあるまち」の実現、「安らぐまち」の実現を定め、「成長と幸福の好循環」を生み出すための取組を進めています。

そこで、北九州市では、北九州市基本構想・基本計画の3つの重点戦略の考えに基づき、こども基本法で定める国のこども施策に関する大綱(こども大綱)等を勘案した、新たな北九州市のこども・子育て施策を推進するための計画、「北九州市こどもプラン(以下、「本計画」という。)」を策定しました。

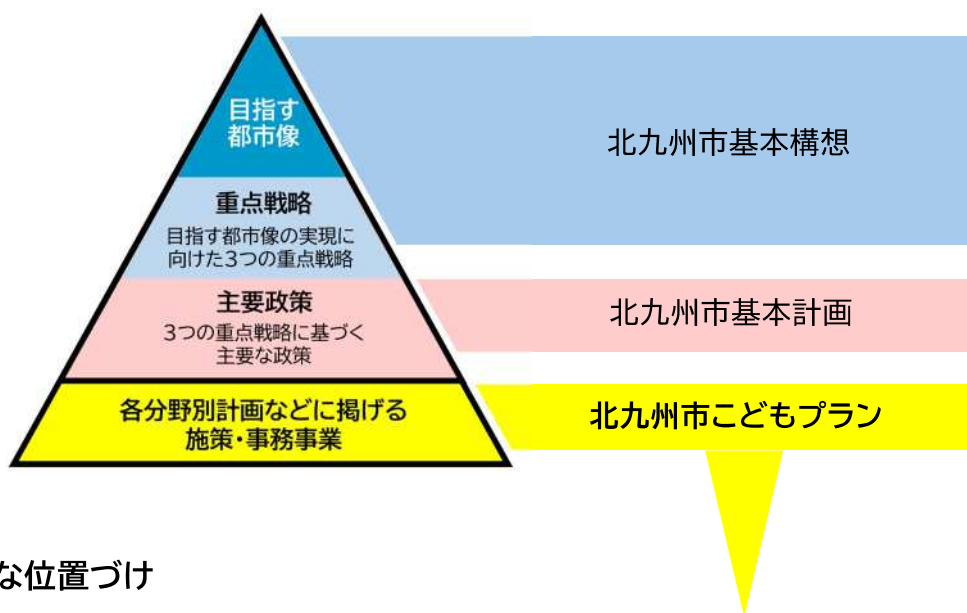


2 計画の位置づけ

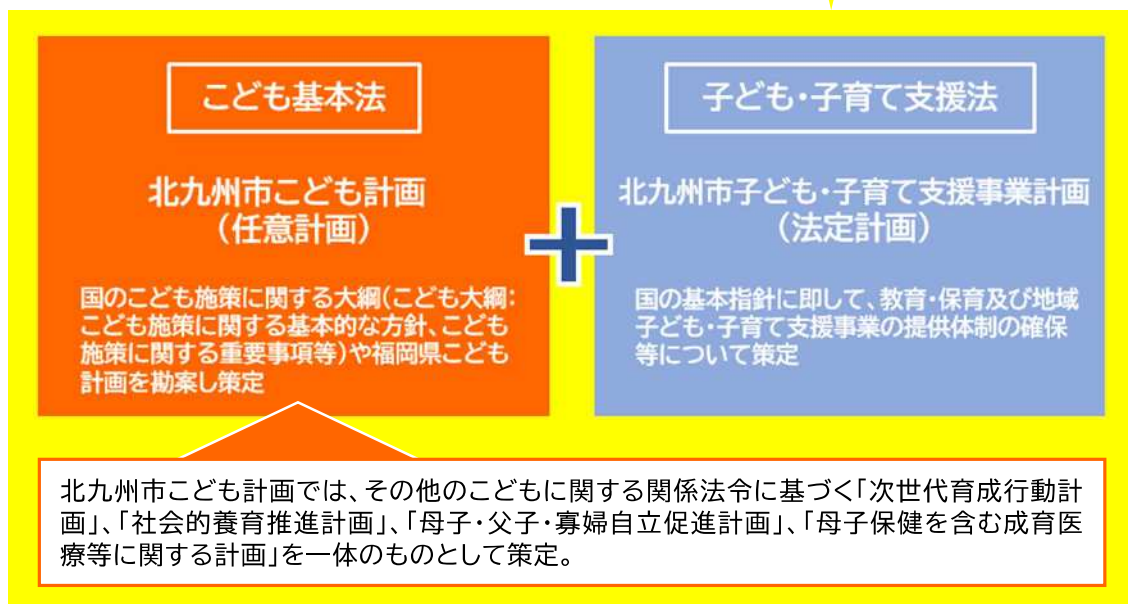
本計画は、「北九州市基本構想・基本計画」に掲げる主要施策をはじめとする様々なこども・子育て施策を実施する分野別計画として定めます。

また、本計画は、こども基本法に定める「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」等を一体のものとして策定します。

■市の計画としての位置づけ



■法的な位置づけ



※国のこども大綱や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定方針等で定める事項について、北九州市こどもプランに記載がない事項は、「北九州市こどもまんなか教育プラン」など関係する計画と連携を図りながら取り組みます。

3 計画の対象

本計画は、こどもをまんやかに据え、子育て当事者、そして、すべての市民が対象です。

「こども」とは、一定の年齢で画することなく、心身の発達の過程にある者と定義します（こども基本法第2条）。

また、「若者」とは、思春期（中学生年代からおおむね18歳）、青年期（おおむね18歳から29歳まで）の者に加え、施策によっては39歳までの者と定義します。

※「こども」の表記について

令和5年4月1日施行のこども基本法は、ひらがな「こども」を使用しており、同法に基づく北九州市こども計画である本計画においても、「こども」と表記します。

なお、既に法令や固有名詞に「子ども」を使用している場合は、引き続き「子ども」と表記することとします。

4 計画の期間

計画の期間は、「令和7（2025）年度から令和11（2029）年度まで」の5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

5 計画の構成

北九州市のこどもや子育てを取り巻く現状や市民アンケート調査の結果、国が目指す方向性を勘案し、本計画が目指す「基本理念」を定め、その実現に向けた「6つの視点」と、その視点を反映した「3つの基本方針」、そして、その基本方針を進める「15の基本施策」を設定しました。

6 計画の推進

子ども家庭局が中心となり、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果・効率的に計画を推進します。

そのためには、家庭や地域、関係機関や団体、企業とも連携・協力を図りながら、各施策に取り組んでいきます。

また、本計画の策定にあたり、意見をいただいた市の附属機関である「北九州市子ども・子育て会議」において、計画の推進や施策の実施状況を判断するため、KPIやその他の主な指標等について、定期的に点検・評価を行うことで、計画を着実に進めていきます。